

第11回 高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ (書面協議分)

厚生労働省 保険局 高齢者医療課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

健診の充実・強化の方策

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(1 . 健診の充実・強化の方策) 後期高齢者の健診の現状と充実・強化の方向性 (案)

第11回高齢者の保健事業のあり方検討WG資料

概要

- 疾病の早期発見・重症化予防をする観点から、健診受診率について具体的な目標を設定することなども含め、健診の充実・強化の方策が求められている。

現状

- 後期高齢者医療の被保険者に係る健康診査（以下「健診」とする。）は、すべての広域連合により実施されており、健診受診率は28.5%（令和元年度）となっている。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受診率	26.0%	27.6%	28.0%	28.6%	29.4%	28.5%

- 健診は地域の高齢者の実状に応じて実施することとしており、健診受診率の目標設定や健診の対象者の考え方を含む健診の実施方法等は広域連合及び市町村によって異なる状況である。
- 健診の実施状況は、後期高齢者医療制度の保険者インセンティブにおいて保険者共通指標の一つとして、「広域連合で実施しているか（市町村への委託等により実施されている場合を含む）。」等を評価しており、具体的な健診受診率を評価指標としていない。

検討事項

- 健診の充実・強化を図るため、広域連合が実施（市町村への委託等による実施を含む）する健診について、令和5年度保険者インセンティブの評価指標に健診受診率向上に向けた取組・健診受診率を設定し評価する。

【健診受診率の設定に際しての留意点】

- ・ 健診は広域連合の裁量によって実施されており、健診の対象者の考え方を含む実施方法に差異があることから、健診受診率を単純に比較できないため、健診受診率の目標設定にあたり算出方法の定義が必要。
- ・ 都道府県別の受診率に差が生じていることから、具体的な健診受診率とともに、健診受診率の向上を評価する。

(1 . 健診の充実・強化の方策) 令和 5 年度分 保険者インセンティブの評価指標への反映 (イメージ)

第11回高齢者の保健事業のあり方検討WG資料

【共通指標① 健診の実施及び健診受診率向上に向けた取組の実施】

後期高齢者医療制度保険者インセンティブ評価指標見直しに係る実務者検討班における指標案

健診受診率を設定後のイメージ

健診の実施及び健診受診率向上に向けた取組の実施 (令和 3 年度の実績を評価)	点数
①健診を実施した被保険者の属する市町村に管内の全ての市町村が含まれているか。	1
②広域連合の関与により健診受診率向上のための取組を実施した者の属する市町村数が管内市町村の 8 割を超えているか。	3
③②は達成していないが、広域連合の関与により健診受診率向上のための取組※を実施した者の属する市町村数が管内市町村の 6 割を超えているか	2
<u>(新設)</u>	
④受診率が令和 2 年度以上の値となっているか。	1
⑤健診において「 <u>後期高齢者の質問票</u> 」を活用している市町村数が管内市町村の 8 割を超えているか。	2

最大 7 点

健診の実施及び健診受診率向上に向けた取組の実施 (令和 3 年度の実績を評価)	点数
①健診を実施した被保険者の属する市町村に管内の全ての市町村が含まれているか。	1
②広域連合の関与により健診受診率向上のための取組を実施した者の属する市町村数が管内市町村の 8 割を超えているか。	3
③②は達成していないが、広域連合の関与により健診受診率向上のための取組※を実施した者の属する市町村数が管内市町村の 6 割を超えているか	2
○ <u>健診受診率が○%以上であるか。</u>	○
④ <u>上記○は達成していないが、</u> 受診率が令和 2 年度以上の値となっているか。	1
⑤健診において「 <u>後期高齢者の質問票</u> 」を活用している市町村数が管内市町村の 8 割を超えているか。	2

最大 7 点

(※ 1) 健診受診率の具体的な目標値及び点数については、都道府県毎の受診率を参照しつつ広域連合への意見照会をしながら設定する。

(※ 2) 健診受診率の算出方法 (案)

$$\text{健診受診率 (\%)} = \frac{\text{健診受診者数}}{\text{管内被保険者数} - \text{健診対象外者数 (*)}} \times 100$$

* 「健診対象外者数」は特定健診に準じ、被保険者から、刑事施設等に拘禁されている者、長期入院者、障害者施設入所者、高齢者施設入所者、国外居住者、住所地特例(サ高住を除く)を除いた数とする

(健診の充実・強化の方策)

第11回WGにおける議論内容・意見と対応の方向性

	第11回WGにおける議論内容・意見等	対応の方向性
健診対象者の定義	● 健診受診率を評価指標とする場合の、健診対象者の定義について、下記意見があった。 ● 医療機関にかかっている者を含めるか、それ以外の人を掘り起こすのか、訪問診療を受けている者を含めるか等定義を明確にすべき ● 高齢者施設等の入所者が除外されているが、後期高齢者の質問票等を活用しつつ、ある程度モニタリングをするようにしておくべき ● 医療受診の有無で判別は困難、健診受診率を上げる意味では全ての者を対象に、通院できる者に実施するという形で進めるべき ● 実施主体により健診対象者が異なり、健診対象外者を定義しても広域連合・市町村で当該定義に照らした者を把握しておらず、精度が高いものとして出せるか、このような状況で評価指標とすることについて妥当なのか疑問 ● 国保からの連続性で見られるよう国保と同様の定義としていただきたい ● 健診の実施は努力義務であり裁量で行われている部分が多く、一律の健診対象者を定義することは困難。	● これまで後期高齢者医療広域連合が行う被保険者に対する健康診査において、健診対象者を明確に定義したものはない。 ● 高齢者施設等入所者は特定健診の対象外※であり、これに準じている広域連合等が多い等、健診対象者の定義が統一されていない実態がある。 ※ 介護報酬における施設基準等において健康管理義務が生じていることや看護、医学的管理の下にある医療提供施設に入所しているため。 ● また、健診対象者の定義については様々な意見があること、これまで健診の実施は努力義務であり広域連合の裁量で行われてきているため、<u>健診対象者を定義して健診受診率を評価指標とすることは尚早。</u> ● 一方、被保険者が自ら健康状態を把握し自主的な健康の保持増進に向けた取組に努めていただくことや、高齢者保健事業の充実の観点から、<u>健診を広く受診していただくことは重要であるため、健診受診率の向上を評価指標として反映する。</u>
健診実施の意義	● 健診受診率は健診対象者の定義の問題から難しいと思うが、健診を受診する人が増えることは、保健事業の充実につながるため、非常に重要。 ● 健診を何のために行うのか、保健事業や保険者機能等様々な観点でしっかり整理する必要がある。 ● 健診受診率をインセンティブの指標に設定することは保険者に対して重要性を伝えることにつながる。 ● 被保険者の方に健康状態の把握に努めていただくことは重要であり、健診受診率や向上率について評価するという案は進めるべき。	● 被保険者が自ら健康状態を把握し自主的な健康の保持増進に向けた取組に努めていただくことや、高齢者保健事業の充実の観点から、<u>健診を広く受診していただくことは重要であるため、健診受診率の向上を評価指標として反映する。</u>
年齢階級別受診率	● 後期高齢者のなかでも75歳から80歳までというように、年代別の受診率としてみても良いのではないか。 ● 高齢者と言っても非常に年齢の幅が広がっている。年齢の分布を考えた上で特に下の世代の受診率を上げていくことが重要。	● 健診を広く受診していただくことは重要であることから、<u>健診受診率の向上を評価指標として反映したうえで、一定の年齢階級の受診率向上についても評価する。</u>
健康状態不明者対策	● 服薬等でコントロールされている方が多いことから、今力を入れていくべきは、医療にかかっていない方と考えており、これら进行评估する指標があると良い。 ● 被保険者に、健診の受診により健康状態の把握に努めていただくこと、健診を受けられる状況にしておくことが重要。	● 可能な限り健康状態不明者を把握し、適切な医療・介護サービス等につなぎ、健康の保持増進を図ることは重要であり、<u>健康状態不明者の把握等にかかる評価指標を設定する。</u>

（健診の充実・強化の方策） 令和5年度分 保険者インセンティブの評価指標への反映に関する整理

整理の前提

- 全ての構成員で健診受診率や健診を広く受けていただくということの重要性は一致。
- どのようなインセンティブ指標であれば高齢者保健事業がより推進されるかという観点で整理する。

反映の方向性

第11回WGにおける意見等

- 健診受診による健康状態の把握や高齢者保健事業の充実の観点から健診受診者が増えることは重要であり、健診受診率は評価すべき。
- 後期高齢者の健診は保険者の裁量で実施されており、一律の健診対象者を定義することは困難であるが、健診を広く受けていただくことは重要。

- 高齢者は年齢の幅があり、年齢の分布等を考えた上で、特に下の世代の健診受診率の向上が重要。75歳から80歳までというように、年代別の受診率としてみても良い。
- 被保険者に、健診の受診により健康状態の把握に努めていただくことは重要。

- 医療にかかっていない者の健診受診率の向上に関する評価指標があるとよい。
- 被保険者に、健診の受診により健康状態の把握に努めていただくこと、健診を受けられる状況にしておくことが重要。

評価指標（案）

「対前年度比の 健診受診率の向上」

※健診受診率の算出式は前年と同じものを用いることを前提として評価する。

「対前年度比の75歳～84歳の 健診受診率の向上」

※「対前年度比の健診受診率の向上」が達成していることを前提として評価する。

「健診の受診勧奨等による 健康状態不明者（※）の減少」

※健診・医療未受診者とする。

考え方

- 被保険者自らが健康状態の把握に努める機会を提供するとともに高齢者保健事業の充実を図る。
- 健診の対象者の考え方を含む実施方法に差異があり、全国一律の健診受診率（%）で比較することが現時点で困難であることから、健診受診率の向上を評価指標とする。

- 85歳以上では要介護認定を受けている割合が6割弱に急上昇する（※）。
- 75歳～84歳の受診率の向上により、被保険者の自主的な健康の保持増進に向けた取組の推進や国保からの連続性を担保するとともに保健事業による支援を充実等を図る。

- 可能な限り健康状態不明者を把握し、適切な医療・介護サービス等につなぎ、健康の保持増進を図る。
- 健康状態不明者のなかには健診以外（医療機関受診等）が必要な者がいることも考えられるため、健康状態不明者の受診率ではなく、健診の受診勧奨等による健康状態不明者の減少を評価指標とする。

（健診の充実・強化の方策） 令和5年度分 保険者インセンティブの評価指標への反映（案）

【共通指標① 健診の実施及び健診受診率向上に向けた取組の実施】

後期高齢者医療制度保険者インセンティブ評価指標見直しに係る実務者検討班における指標案

健診の実施及び健診受診率向上に向けた取組の実施 （令和3年度の実績を評価）	点数
①健診を実施した被保険者の属する市町村に管内の全ての市町村が含まれているか。	1
②広域連合の関与により健診受診率向上のための取組※を実施した者の属する市町村数が管内市町村の8割を超えているか。	3
③②は達成していないが、広域連合の関与により健診受診率向上のための取組※を実施した者の属する市町村数が管内市町村の6割を超えているか	2
④受診率が令和2年度以上の値となっているか。	1
⑤健診において「後期高齢者の質問票」を活用している市町村数が管内市町村の8割を超えているか。	2

最大7点

※ 評価指標②は、「保険者機能チェックリスト3. 保健事業」健康診査の受診率向上に向けた取組4項目のうち2項目以上において達成していること。

（取組4項目）

- ・健診の利便性等の向上
- ・健診未受診者に対する通知等による個別受診勧奨
- ・健診の積極的な周知
- ・その他の取組

健診受診率を設定後のイメージ

健診の実施及び健診受診率向上に向けた取組の実施 （令和3年度の実績を評価）	点数
①健診を実施した被保険者の属する市町村に 管内 が管内の全ての市町村であったかが含まれているか。	1
②広域連合の関与により健診受診率向上のための取組※を実施した者の属する市町村数が管内市町村の 8 6割を超えているか。	1 3
③②は達成していないが、広域連合の関与により健診受診率向上のための取組※を実施した者の属する市町村数が管内市町村の6割を超えているか	2
③受診率が令和2年度以上の値（※1）となっているか。	1 ±
④（③を達成しており）75歳～84歳の受診率が令和2年度以上の値となっているか。	1
⑤健診の受診勧奨等に取り組み、健康状態不明者（※2）が減少しているか。	1
⑥健診において「後期高齢者の質問票」を活用している市町村数が管内市町村の8割を超えているか。	2

最大7点

（※1）令和5年度分では、「受診率」の算出式は前年と同じものを用いることを前提として評価する。
なお、受診率の算出式は全国統一のものにすべきとの指摘もあり、今後議論が必要。

（※2）「健康状態不明者」は健診・医療未受診者とする。

評価指標は広域連合への意見照会をしながら設定する。